

●香川県告示第125号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次の表の右欄に掲げる土地を当該左欄に掲げる字の区域に平成21年3月18日から編入する旨、三木町長から届出があった。

平成21年3月17日

香川県知事 真 鍋 武 紀

木田郡三木町大字小菘字砂子	木田郡三木町大字小菘字山峰1126の2、1127の1に隣接する水路である町有地の全部
	木田郡三木町大字小菘字樋作1106の2の一部、1108の1の一部、1109の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の一部
木田郡三木町大字小菘字樋作	木田郡三木町大字小菘字砂子945の1の一部、946の1、946の2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の全部
木田郡三木町大字小菘字大谷	木田郡三木町大字小菘字樋作1107の2の一部、1108の1の一部、1108の2の一部及びこれらの区域に隣接する水路である町有地の全部
木田郡三木町大字小菘字堂ノ上	木田郡三木町大字小菘字中筋1363の2、1364の5及びこれらの区域に隣接する道路、水路である町有地の全部